

第 19 期 第 4 回小平市緑化推進委員会 会議要旨

○開催日時 令和 7 年 3 月 21 日（金）午後 3 時～午後 5 時

○開催場所 福社会館 3 階 第 1 集会室

○出席者 椎名委員長、山田副委員長、馬場委員、河野委員、中島委員、
八田委員、塩島委員、岩井委員、土屋委員、大和田委員（順不同）

○傍聴人 1 人

○議題 第 19 期小平市緑化推進委員会の検討課題について

○配付資料 （１）第 19 期 第 4 回小平市緑化推進委員会次第
（２）史跡玉川上水整備活用計画（改定版）～江戸の史跡を守り 未来へつな
ぐ～【概要版】（参考資料）
（３）みどりの質（参考資料）
（４）食料・農業・農村基本法改正のポイント（参考資料）
（５）農地面積等の推移（参考資料）

会議の要旨

委員長

前回の委員会で都市農業に関する質問があったため、後ほど産業振興課から説明をいただく予定である。

委員

みどりに関して数値のデータは多いが、みどりの質についてのデータは少ないため、玉川上水の件もまとめて意見を述べたい。水道局が「史跡玉川上水整備活用計画（改定版）」を作成した。主な内容は令和 6 年度から約 10 年かけて玉川上水の中流部の沿線にある樹木を剪定や伐採していく、というものである。

課題は大きく種類分けされている。玉川上水の小平市区間については法面が壁のように垂直になっており、現状ではそこから生えている根によって史跡が破壊されている状況である。小金井桜については小金井市の区間は樹木が整備されているが、小平市は小金井市ほど整備されていない状況である。また、近年ではナラ枯れにより樹木の倒木や枝折れが多発している。本計画は以上の課題を解決するために樹木の剪定と伐採を行う計画となっている。

また、計画遂行に当たり玉川上水全体をゾーニング（区域分け）しており、特徴や課題ごとに分けて計画を進めることを目的として導入されている。例えば、上流付近は樹木がうっそうとしているため見通しが悪く、水深も深いため危険な状況であるため、見通しを良くするために伐採や剪定を行う。このように各区間で計画の進め方が定められている。計画において伐採や剪定の対象になる樹木はある程度決まっており、それらを伐採、剪定して明るい玉川上水にすることが計画のゴールでもある。

小金井市側と比較して小平市側の整備が中々進まないと言われているのは、伐採や剪定に反対される方がいるためである。反対される方についても緑を大切に思う気持ちは同じであるが、放置することで環境を守っていると言うのは正しいとは思えない。庭木にも手入れをするように、公共の場所にも手入れをすることが必要だと考えている。

委員

小金井桜を守ることは重要である。花小金井駅は小金井桜を見るための最寄り駅として造られたと聞いている。西武鉄道や観光まちづくり協会と連携して駅を中心にまち全体を盛り上げることはできないか。武蔵小金井駅の発車メロディーは「さくらさくら」であるが、花小金井駅も桜に因んだものにするなどの方法がいいと思う。

委員

みどりの質について説明させていただく。樹木の二酸化炭素の吸収量については、ほとんどの樹種で樹齢20年頃がピークであるとのデータがある。現在の玉川上水は高木だらけになり、見通しが悪く、水路内はゴミが多い状況である。老木は剪定し若木を増やすことが必要だ。

委員長

グリーンロードや玉川上水など、小平市が実質的な管理者ではない場所では管理者の計画に従わざるを得ないこともあると思う。国史跡の玉川上水の素掘りや名勝指定の小金井桜などは更に別の管理者がいる。これらも踏まえるとスムーズに計画が進まないのは致し方無い部分もあると思う。しかし、その影響は現在課題として残ってしまっている。行政における背景もあるため、慎重に進める必要があると思う。桜について所管する部署はあるのか。また、過去に玉川上水の一部の緑をあまり切らないで欲しいといった要望が小平市からあったのを記憶しているが、詳細は把握しているか。

事務局

桜については文化スポーツ課が所管になる。要望について正確な情報は持ち合わせていないが、生物多様性に配慮するようにとの意味合いで要望されていたと記憶している。

委員長

詳細については説明してもらるか、資料があれば提供していただきたいと思う。「史跡玉川上水整備活用計画（改定版）」は新たに作成されたばかりであるが、今後の玉川上水の計画において重要な要素になる。計画の内容は本編の方に詳細に書かれているため、時間のある時に目を通していただきたい。

産業振興課より、「都市農業」について参考資料（４）「食料・農業・農村基本法改正のポイント」、参考資料（５）「農地面積等の推移」を参照し、委員へ説明をした。内容は以下の通りである。

産業振興課

都市農業について説明させていただく。現在の我が国の農業政策は、農地を集約して大規模化し、農産物を大量生産して価格を安くしていくというものである。しかし、都市農業は農地を集約することが難しいなどの理由もあり、小平市では政策通りに進めることが困難な状況である。

小平市の農業の特徴は近隣市と比較すると異色である。昭和３０年代までの小平市はスイカの産地として有名であったが、連作障害によってスイカが生産できなくなり、農家ごとに自由な品種が生産されるようになった。そして昭和４０年より前に共選制度がなくなっている。その後は生産物の品種も多様化し、現在は単価の高いナシやブドウが多くなったというのが経緯である。これらの経緯もあり、単価の高い生産物を多く生産していることから、小平市は全国と比較すると農業後継者が多い。

都市農業の確保において最大の課題は相続税である。昔は農地を守ることにについて協力的であるとは言えなかったが、近年では後継人の減少に伴い、周辺地域の方が農地を残すことに対して協力的であるため、相続税による後継者問題が浮き彫りになっている。

相続税の課題を解決できていない現状もあり、小平市における市街化区域内農地面積の推移は、平成４年には約３０６haであったが、令和４年には約１６６haと半分程になっている。なお、近年も農地面積は減り続けており、市では補助金制度などを設けて対策を行っている。

委員長

生産緑地の所有者が亡くなった後に、所有者の家族ではない方が農業をやっている場合や、所有者とは別の団体が農地を借りて、そこで会員を募って農園をやっているのを見たことがある。これは合法なのか。

産業振興課

農地法違反であると考えられる。農地法において農業者以外に貸借することはできないとされている。体験農園や市民農園のように農家が運営していれば問題はない。

委員長

体験農園等の運営は農事組合法人であれば問題ないか。

産業振興課

可能ではあるが、農事組合法人は年間で150日以上農地に従事しなければいけないなどの規定がある。また、生産物を出荷することが前提になる。

委員

生産緑地の中には草刈りしかされていない農地も見受けられるが、農業委員会はもう少し厳しく指導してもいいのではないか。生産緑地の減少を避けたい気持ちは理解できるが、農地法違反がある以上厳しくすることも必要ではないか。

産業振興課

実態としてはそのような農地も存在しているかもしれない。以前は生産緑地を農家同士で貸借することができなかったが、現在は法律が変わり、できるようになっている。小平市内でも4haは貸借されて運営されている状況である。また生産がされていない農地では農協を通じて貸借することを勧める動きがある。

委員

市民農園などは貸借された農地で行われているのか。

産業振興課

市民農園として農地を市民に貸して生産をする場合は、農家が指導等で関与する必要がある。また、市民菜園の場合は小平市が市民に農地を貸している状況である。

委員

過去の緑化推進委員会で鎌倉公園を都市農業のショーウィンドーのようにするという提案があったが、農家の方を公園に招待して農業を行っていただき、収穫を市民に体験してもらうのいいのではないか。指定管理者となるこだいらパークコネクトグループと連携を図り実現することはできないか。

産業振興課

実現は難しいと思われる。農家の方が生産したものを市民に収穫してもらう場合は、農家の方がどのような位置付けでそれを行うか、出荷した際の売上額を農家にどれくらい渡すかなどの問題は公有財産である公園の中で行うにはハードルが高い。

委員

指定管理者の協力でナシやブドウ、イチゴなどの農業の間近で体験することができる
といいと思うが、難しいか。

産業振興課

農家としてではなく、農業指導員として呼ぶことならば可能だと考える。農業の技術
指導を行ってもらうという形で指定管理者と契約するのであればできると思われる。

委員

農業指導者として呼ぶということは、経費の準備や収益などは指定管理者が受けるこ
とになるのか。

産業振興課

そのとおりである。

他になれば、食料・農業・農村基本法の改正のポイントについて説明する。改正の
ポイントにおいて最も重要な点は「環境と調和のとれた食料システム」の確立を基本理
念として位置付けることである。農地には多面的機能があるため、これらは環境負荷低
減が図られつつ発揮されなければならないからである。

現在の日本は化学肥料が多く使われているため、土地が痩せ、持続可能な農業のでき
る状況ではないと言われている。そこで農薬を使用しない有機農業が推進されているが、
全国で有機農業として使われている農地は全体のわずか0.7%である。そのため、我
が国では2050年までに有機農業の割合を25%まで引き上げることを目標に掲げて
いる。有機農業以外の残りの99.3%は慣行農業と言われ、その内の都市農業は地方
の農業と比較して農薬の使用率が低い。これは都市農業の方が地方の農業よりも農地面
積が少ないことが理由であるが、小平市も地方の農業と比較すると農薬の使用率は低い
方である。しかし、以前までの農業からの変化を農家の方々に理解していただくのに時
間を有しており、未だに有機農業への移行はあまり進んでいない。

そこで食料自給率を上げ、農地を減らさずに収穫率を上げるために、スマート農業を
取り入れている。スマート農業とは自動で車を運転させて農産物を収穫させたり、草刈
りをさせたりと、人手をかけずに楽に広い範囲の農業を行えるようにする農業である。
今回の改正のポイントにおいては、スマート農業を進めることも重要な点として含まれ
ている。

委員

都市農業とは都市計画区域内で行っている農業のことを指すのか。

産業振興課

生産緑地に指定できるところでの農業を指している。都心部や中核都市の農地を生産緑地として指定することができ、そこで行う農業を都市農業としている。

委員

市街化区域における農地を生産緑地として、他は生産緑地でない農業という認知で良いのか。

産業振興課

都内でも八王子市や武蔵村山市などには農業振興地域と呼ばれる場所がある。農業振興地域は農業以外に使用できない地域のため、生産緑地に指定する必要がない。

委員

ハウス栽培や水耕栽培も生産緑地の割合に含めているのか。

産業振興課

ハウスなどは生産緑地内に建てられる場合があるため含めている例もある。ただし、地面がコンクリートの場合は生産緑地には含めていない。

委員

今回は生産緑地を残していくためにはどうしたらいいかという観点から話を伺っているが、生産緑地に指定されない農地を増やすことも重要だと考えられる。市として何か考えなどを持っているか。

産業振興課

東京都や小平市から補助金をもらえることもあり、近年では施設栽培が増えている。施設栽培では収穫率が上がり、高価格帯の生産ができるなどのメリットがある。また、小平市では農業所得を上げて農業という職業を魅力あるものだと感じてもらう政策を行っている。このような点から施設栽培が増加し、農地を増やすことに繋がると考えている。

委員

相続税の問題も挙げられていたが、施設栽培の増加により若年層の人口も増えているため、生産緑地の相続問題の改善や経済回復にも繋げていただきたいと思います。

産業振興課

近年では農業技術も大きく進んでいる。ナシの生産では根域制御栽培のように、通常の栽培よりも収穫率が最大で約5倍に増える栽培方法などが取り入れられている。

委員

農地面積の推移について、買取りの件数などはどのくらいか。

産業振興課

年度によって異なるが、多いときは20件になるときもある。

委員

生産緑地の申請率と宅地化農地について教えていただきたい。

産業振興課

宅地化農地は生産緑地に指定されておらず、農地転用によって売り払いが可能な農地である。そのため、生産緑地とは異なり納税猶予を受けていない農地である。生産緑地の申請率については年々増加しているが、これは宅地化農地が年々減少しているため、割合として増加しているということになる。

委員

有機農業の割合はとても低かったが、有機農業としての基準などはあるか。

産業振興課

農薬を一切使用しない農業のみを指す場合や、自然由来の農薬を使用している場合でも有機農業に含める場合がある。2050年までの有機農業の問題における有機農業の基準は明確に示されていない。0.7%という数値も国から発表された数値に過ぎないが、自然由来の農薬のみ使用されている農家が有機農業に登録されているケースはあるため、これを含めると0.7%以上である可能性も考えられる。しかし、国の基準はヨーロッパ式で考えているため、その場合はより厳しい基準になっている。

事務局

緑化推進委員会として市内の緑を守り増やしていくことについて審議しており、その中で都市農業が重要であるという議論をしていたところである。今回の説明の中で農業の振興が大事だと理解したが、相続税の問題などが大きいことも理解した。緑化推進委員会として市の農地を保全するためにできることはないか。

産業振興課

相続税が原因でどうにもならないとするのではなく、農家が運動を起こしたことで現在の相続税の納税猶予制度が設けられた。その結果、農地の減少を遅らせることができる。このように声を上げることが重要だと思う。

事務局

多面的機能を有する都市農業を守ることは行政課題の解決にも繋がると思うが、今後整備を予定している鎌倉公園が担えることはないか。

産業振興課

鎌倉公園の整備に向けて住民説明会をした際に、小平市にある農業を後世に残していかなければいけないと話をしたが、公有地である公園であればそれができると考えられる。鎌倉公園はそれを実現できる公園として整備を進めていただきたい。

委員

納税猶予制度は国の政策か。

産業振興課

国の国税である。昔は20年間農地として続けていれば相続税が免除されていたが、20年後に農地をすぐに売却する人が増えたため、所有者が亡くなるまでという現在の制度になっている。

委員

緑化推進委員会として緑を大切にしていくために議論をしているが、どのように声を上げていくかを考える必要があると思う。

以上